

福山市プログラミング教育推進業務委託仕様書

1 業務名

福山市プログラミング教育推進業務委託

2 目的

福山市立中学校において、プログラミングに触れる環境を整えることで、生徒が情報活用能力や問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質能力を身に付け、創り出す喜びや探究する面白さを実感する学びの場を充実させる。

3 履行期間

契約締結日から2025年（令和7年）3月31日（月）まで

4 業務内容

福山市立中学校から3校程度設定するプログラミング教育推進モデル校（以下、モデル校という）に対し、双方向性コンテンツに対応したデジタル教材を導入し、プログラミング教育の環境を構築する。

4 ライセンスの種類及び数量

- ・ クラウド型プログラミング教材（以下、プログラミング教材という）
- ・ 2024年度（令和6年度）モデル校入学生徒分のライセンス（700人程度のアカウント）

※ 履行期間内に転出入により増減した生徒についても対応できること

5 プログラミング教材の要件

(1) 動作環境

- ・ クラウド型の教材であること
- ・ Google Chrome で使用可能なこと（本市では Chromebook を使用）

(2) デジタル教材

- ・ 文部科学省学習指導要領に準拠すること
- ・ 技術分野「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによる問題の解決」に関する単元で使用が可能なこと
- ・ 技術分野のみならず、他教科等でも活用ができること
- ・ HTML や Java Script を用いたテキストコーディングが可能なこと
- ・ 生徒が自分で学習を進めることができるような仕組みがあること
- ・ 生徒が家庭学習でも使用可能なコンテンツや工夫があること

(3) 教員サポート

- ・ 教員からの質問や相談を受け付けるための専用窓口を有すること
- ・ 教材の使用方法等の機能面とともに、授業の内容や進め方に関する相談に対応すること
- ・ 教員向けの研修（オンラインでも可）を年間1回以上実施すること
- ・ 研修実施日については学校のスケジュールに併せて柔軟に対応すること
- ・ 研修講師については、中学校学習指導要領におけるプログラミング教育の趣旨を理解しているとともに、プログラミング操作等の活動経験があること

6 教材の納入方法について

(1) デジタル教材

プログラミング教育のための教材を2024年（令和6年）5月31日（金）までにモデル校に納入する。

(2) アカウント作成のサポート

生徒のアカウント作成のサポートをすること

7 機密保持

受注者は、以下に示すセキュリティポリシーを遵守すること

- (1) 個人情報の利用範囲
教育・学校の目的に必要な情報、または児童生徒・保護者の許可した情報を超えて、個人情報の収集、維持、使用、共有をしない。
- (2) 個人情報の無断提供
クラウドサービスの導入によって知り得た個人情報について、売買も含め、無断提供をしない。
- (3) 個人情報を利用した利用者に対する広告活動等の無断使用の禁止
教育・学校の目的を達成すること以外に、個人情報について児童生徒・保護者に対する行動ターゲティング広告をはじめとする、広告活動その他無断使用をしない。
- (4) 不必要な個人プロフィール作成禁止
教育・学校の目的を達成するため、または児童生徒・保護者によって許可された場合を除き、不必要な個人プロフィールを作成しない。
- (5) 不適切なポリシー等の変更禁止
クラウドサービスの運用等において、発注者に対する明確な通知・相談等の対応もなく、利用者のプライバシーポリシーに重大な影響を与えるような変更を行わない。
- (6) 個人情報の保持期間定義
サービス提供期間（利用者と合意した期間）を超えて個人を特定する情報を保持しない。
- (7) 個人情報の利用目的
個人情報を収集、使用、共有、及び保持するのは、教育機関、教師、または利用者によって承認された目的に限る。
- (8) 個人情報の取扱いについての情報開示
個人情報の取扱いについて、契約約款またはプライバシーポリシーで明確に示す。
- (9) 利用者による個人情報管理
個人情報の登録、変更、削除に関するサービスを利用者に提供する。
- (10) 個人情報の適正管理
個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩、盗難等のリスクに対し、適切な安全対策を講じること。また、個人情報を正確かつ最新の状態で管理する。
- (11) 再委託
サービス提供の全部または一部を第三者に再委託または代行実施させる場合には、事前に協議の上、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする、個人情報保護法令等を遵守し、当該再委託先又は代行実施先について、同等の義務を課し、管理する。
- (12) 合併 買収
合併または他社による買収を伴う場合、後継企業が以前に収集した個人情報について同様の義務を負うことを条件に、個人情報を継続して管理する。

8 著作権等に関する配慮

業務の実施にあたり、作成したマニュアルや成果物に係る著作権は、受注者が保有することとするが、事前に協議の上、発注者としても成果物を使用し、または複製し、公表することができる。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し疑義が生じた場合については、その都度、発注者と受注者が協議し、誠実に対応する。